

令和 2 年 (行ウ) 第 28 号、令和 3 年 (行ウ) 第 48 号
契約締結等差止請求住民訴訟事件、共同訴訟参加申出事件

原告 堀川清美

被告 横浜市長

準備書面

令和 7 年 8 月 18 日

横浜地方裁判所 第 1 民事部

1 旧市庁舎 建物価格について

横浜市が依頼	再調達原価	
アサヒ不動産鑑定		1 0 9 億円
株式会社日本アプレイザルファーム		1 6 6 億円

春名鑑定士	再調達原価 (単価)	再調達原価
中庭棟	@570,000 円	1,038,000,000 円
行政棟	@495,900 円	10,293,000,000 円
市会 1 号棟	@568,900 円	360,000,000 円
市会 2 号棟	@594,300 円	3,312,000,000 円
市会 3 号棟	@587,100 円	602,000,000 円
	合計	15,605,000,000 円

よってアサヒ不動産鑑定の再調達原価は不当に安いものと思われる。

「付記事項についての条件が付された場合の格差補正率

春名鑑定士 格差補正率 ×0.779

アサヒ不動産鑑定の格差補正率 1.0 は、おかしい。

2002 年 市会棟耐震補強工事等完了 12.5 億円

2009 年 行政棟耐震補強工事等完了 50 億円

旧市庁舎は約 62.5 億円かけて耐震補強工事が施され、その際の調査では工事によって約 50 年は使用可能と結論づけられていた。

原告の間でも行政棟に 5 0 億の耐震工事をして、7700 万円であるのはおかしいという声は当初から今までずっとある。

横浜市が 2019 年度、1 階の横浜銀行などの賃料を算出する際、旧市庁舎の建物評価額を約 9 億 2500 万円とした。にも関わらず、売却するときは建物を 7667 万 5 千円という価格づけが行われた。

横浜市では 1 億円未満の売買契約は市会の議決が不要であり、7667 万円という金額は、条例を悪用した価格だと思わざるを得ません。

2 令和 7 年 8 月 5 日

「旧横浜市庁舎行政棟」を横浜市歴史的建造物として認定した。

このたび、106 件目の横浜市認定歴史的建造物として、中区港町 1 丁目に存する「旧横浜市庁舎行政棟」を戦後建造物として初めて認定しました。開港 100 周年記念事業の一環として建てられた本建物は、日本近代屈指の建築家・村野藤吾が手掛けたモダニズム建築で、優れた意匠性ととも、戦後横浜の都市史を物語る高い価値を有します。

今後、所有者（株式会社竹中工務店、東急株式会社、京浜急行電鉄株式会社）、ホテル運営者（星野リゾート）が、ホテル「OMO7 横浜 by 星野リゾート」として活用し、関内駅周辺地区の新たなにぎわい創出を推進します。

記者発表資料

令和 7 年 8 月 5 日

都市整備局都市デザイン室

馬場 明希

電話番号：045-671-2009

ファクス：045-664-4539

より歴史的価値がある市会棟を壊しておいて、なぜ行政棟を今になって歴史的建造物にするのか？おかしい。星野リゾートが運営するホテルに価値をつけるためと思われる。

売却先として三井不動産が筆頭である。三井不動産はどこにいったのか？

記事では所有者に横浜市が入っている。(2025 年 08 月 06 日 (トラベルボイス)売却したのに、なぜ、横浜市が入るのか。横浜市はテナント料をもらうのか。

また 8 月 5 日は横浜市長選挙 8 月 3 日が終わった直後である。

3 「タワー」6 階には、一般社団法人 STELLAR SCIENCE FOUNDATION

(ステラ・サイエンス・ファウンデーション、所在地：東京都中央区、代表理事：武部貴則、以下「SS-F」)と三井不動産が連携し、ライフサイエンス領域で革新的な発明(インベンション)を生み出し、社会実装(イノベーション)へと繋げる横浜市最大級の「新産業創造拠点」が誕生します。

一般社団法人 STELLAR SCIENCE FOUNDATION 代表理事 武部 貴則氏

横浜市立大学医学部医学科 卒業。米・シンシナティ小児病院、大阪大学、東京科学大学、横浜市立大学、湘南ヘルスイノベーションパーク、日本科学未来館の6拠点において研究室を主宰。

主な受賞に、日本学術振興会賞、第1回日本医療研究開発大賞、AMED 理事長賞、米・New-York Stem Cell Foundation Robertson Investigator Award、米・NIH Director's New Innovator Award、ISSCR Outstanding Young Investigator Award,神戸賞 Young Investigator 賞、2024 年度イグ・ノーベル賞生理学賞。著書に「治療では遅すぎる」(日本経済新聞出版)。専門は、幹細胞生物学、肝臓病学、コミュニケーション・デザイン学。



出典:[31歳の教授 横浜市大で誕生](#)

武部教授は、医学部在学中から研究をはじめ、卒業し医師免許取得後に臨床研修を経験せず、大学院にもいかず研究の道に入った。いまだ博士号も持っていないという規格外の人だ。iPS細胞から「ミニ肝臓」を作るという画期的な研究を行う一方、生活習慣病の改善のために「広告医学」にも関わるなど、マルチな才能をお持ちだ。

「哺乳類はお尻から酸素を取り込める」一。東京科学大の武部貴則教授（38）が率いる研究チームが、独創的でユーモラスな研究を表彰する「イグ・ノーベル賞」の2024年生理学賞に選ばれた。

タワー6階に入り三井不動産が連携し、ライフサイエンス領域で革新的な発明（イノベーション）を生み出し、社会実装（イノベーション）へと繋げる会社の代表理事が横浜市立大学で31歳で医学部教授になった人では信用できない。山中市長も前職は横浜市立大学医学部教授。

イグ・ノーベル賞は、ノーベル賞のパロディとして、1991年に創設。米国の科学ユーモア誌「ありそうにない研究年報」が主催している。生理学や物理学の分野で「人々を笑わせ、考えさせる研究」が対象となる。

2019年9月4日

旧市庁舎跡地、事業開発。三井不動産を代表とし、鹿島建設、京浜急行、第一生命保険、

竹中工務店、DeNA、東急、関内ホテルマネジメントが参加する。

いずれも横浜市と縁の深い事業者である。

白田勤哉 2022年7月12日

タワー棟、旧市庁舎行政棟、ライブビューイングアリーナ、くすのきテラス、みなとテラス、ビジターフロントから構成される。



2022年から新産業拠点として、31歳で横浜市立大学医学部教授になった武部 貴則氏が代表理事の一般社団法人 STELLAR SCIENCE FOUNDATION に決まっていたのだろうか。開発事業者としての条件「国際的な産学連携」の大学は決まったのか。

4 土地の貸付

林前市長時代に、三井不動産に土地を一時貸し付けるにあたり、令和元年1月に算定した賃料 甲5号証 3179円/月・㎡

春名鑑定士

積算賃料 3888円/月・㎡

賃貸事例比較法 3250円/月・㎡

なお春名鑑定士は横浜市が依頼した2者の鑑定士が用いた賃貸事業分析法では、用途制限で考え方により賃料の設定は相当異なってくるので信頼性は弱くなるとしている。

山中市長も9月30日の記者会見で、さまざまな制限をかけているので、土地の賃料が安くなるのは当たり前と、乱暴な説明をしている。よって、最終的に横浜市の財産評価審議

会が出した1070円/月・㎡という貸付料は不当に安い。

平成31年2月28日 第一回事業説明会で「事業性を考えるうえで土地の賃料は重要な要素になります」という問いに対し「募集要項よりご判断ください」と市は答えている。よって事業者のために土地の賃料をあらかじめ不当に安く設定して、事業者が参画しやすいようにしていると考えられる。

5 同じ事例 マリントワーの激安貸付 戊の14

平成23年のマリントワー貸付 請願において 戊の18

次に、貸付料についてですが、マリントワーにつきましては、公有財産規則第15条及び財産評価基準要綱の規定により、専門家である不動産鑑定士の鑑定評価書に基づいて当局が評定を行い、その評定をもとに当時の経済観光局が最終的な貸付料を決定しており、当局としても適正なものと考えております。

旧市庁舎の売却価格が不当に安いのではないかとという請願の説明と全く同じである

太田市議「ところが、1階のある部分とか何階のある部分は市民の共有施設だとうそばかり言って、それはただだとかいうことで極端に賃料を安くしているわけです。マリントワー全棟で1個貸しと周りの駐車場の敷地とかそれも含めて賃料」
不当にやすくしています。

6 8月3日の横浜市長選挙

横浜市長選挙、山中氏圧勝で再選 市政「継続」を選択、投票率41・64%

選挙 | 神奈川新聞 | 2025年8月3日(日) 23:05

任期満了に伴う横浜市長選は3日投開票され、無所属で現職の山中竹春氏（52）が、新人5候補を抑えて2期目の当選を決めた。山中市政1期4年の評価が最大の争点となり、元長野県知事の田中康夫氏（69）らが市政の「刷新」を訴えたが、有権者は「継続」を選択した。投票率は41・64%で前回は7・41ポイント下回った。横浜市 事業者ファースト

基本協定、契約書の内容について全部履行させるという一項が何もない。そういう基本契約の結び方自体いいのかなと物すごく不思議。横浜市自身があくまでも賃貸契約を結んでいるだけで、この計画書に沿ってやるということについての位置づけが何も明記されていない

参議院選挙に続く日程。市民に考えるすきを与えない。

マスコミによる争点隠し。赤字、渋滞の横浜花博が争点にならない。

令和8年度から始まる中学校給食、全員給食はデリバリー弁当

討論会から逃げる山中市長。自ら語れない。

マイク納はヤジと怒声。

山中市長は、組織に守られ、当選。市民の支持を得ているとはいえない。横浜市の間は続く。

以上

◎柏崎財政局長 請願第2号につきまして、当局の見解を述べさせていただきます。

本件につきましては、過去にも請願が提出されておりました、その際にも当局の見解を御説明させていただいております。まず、事業者選定についてですが、マリントワー再生事業につきましては、財産を所管する文化観光局、当時の経済観光局におきまして、民間事業者の企画力や経営資源を活用し、魅力ある施設として再生することを目的として公募を行い、事業者選定委員会におきまして公正に事業者を決定したと聞いております。

また、今回の請願にはFM放送のサテライトを設ける提案が果たされていないとの御指摘がございますが、インターネットを活用した放送技術などにより、マリントワーのどの場所からでも放送が可能となったことから、定例的な公開収録や生放送などサテライトスタジオがなくても提案どおりのさまざまな情報発信ができていますと所管局である文化観光局から報告を受けています。

次に、貸付料についてですが、マリントワーにつきましては、公有財産規則第15条及び財産評価基準要綱の規定により、専門家である不動産鑑定士の鑑定評価書に基づいて当局が評定を行い、その評定をもとに当時の経済観光局が最終的な貸付料を決定しており、当局としても適正なものと考えております。

なお、請願やこれまでの常任委員会などでの御意見も踏まえまして、今後の貸付料更新の機会などもとらえ、より適切な財産管理が図られるよう、財政局が統括的な役割を果たしながら、事業の所管である文化観光局と十分調整を図ってまいりたいと考えております。

○松本〔研〕委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。

◆太田委員 これは、今もおっしゃったように何回も請願が出ているのですが、今のFMヨコハマの話は、選定の中でFMヨコハマのサテライトができるということが大きなポイントで今の業者が選ばれているのです。FMヨコハマ側に聞いてみると、当時からFMヨコハマがあそこにサテライトを設けるという形で参画することは、FMヨコハマの取締役会議の中でも決められたこともないし、そういうことは一切ございませんと証言しております。そういうことをFMヨコハマが言ったということはないと思います。ところが、FMヨコハマがそういうことをやると書かれていますね。

それと、もっと重要なことは、今局長がおっしゃったFMヨコハマはどこでもできるのだからどうのこうのという話は、確かに今もマリントワーで時々やったりするけれども、あれはマリントワーの場所を借りてやっているだけの話で、お金払っている。マリントワーでなくても別に人形の家でもいいのです、やろうと思えばできるわけです。ですから、この事業者を決めるときの決め手になったことの前提が崩れているでしょうと何度も申し上げているわけで、偽りのFMヨコハマ進出計画というものを選定委員がうのみにした結果、これが行われたことは明白なのだから、原点に戻って本来はやり直すべきだと私は思います。

それと、今局長おっしゃった貸し付け条件、マリントワーは1棟一括して貸しているの

です。ところが、1階のある部分とか何階のある部分は市民の共有施設だとうそばかり言って、それはただだとかいうことで極端に賃料を安くしているわけです。マリントワー全棟で1個貸しと周りの駐車場の敷地とかそれも含めて賃料は一月幾らでしたか。

◎柏崎財政局長 現在の5年間の貸付料は、月額241万4475円でございます。

◆太田委員 マリントワーの大きな施設で、しかも御案内のとおり240万円ということば、年間で3000万円いくかいかないかですね。マリントワーの上に上っていく人のもうけだけだって2億円ぐらいいってしまっているのですから、ああでもない、こうでもないといって3000万円そこそこの安い値段で貸して、しかも、うその計画をでっち上げて、マリントワーの上に上っていく収入だけでも2億円超しているのです。そのほか、結婚式場だとかレストランとかいろいろなものを経営して莫大な利益を上げているけれども、そのレストランに行くところの通路は公共用だからただとか、そういう変てこな算定をさせて、金銭的に賃料を安く見積もらせているわけだ。だから二重、三重に財産の貸し付けにおいてもでたらめなことをやって安くして、そもそもその業者を選定するに当たってもインチキをしていることは明白ではないですか。

FMヨコハマがあそこにサテライトを設けることを、FMヨコハマの当時の役員が出てきて、FMヨコハマも最初はJVを組んでいた、それで選定したのです。それがいつの間にかJVでも何でもなくなってしまった。そういうことは、局長、おわかりになっているわけではないですか。1回やってしまったからしょうがないといって、例の給食の裁判と同じ、そのまま公金だと押し通そうということではないですか。

局長、何度も出てくる意味を考えてもらわなければ困ってしまう。それで、更新の時期はいつでしたか、その時期を待たずに、そこまでいろいろ申し上げているのに、算定の基礎をやり直すとか、なぜやらないのですか。

◎柏崎財政局長 先ほどの当局見解で申し上げさせていただきましたように、選定の過程あるいは貸付料の算定について、私ども財政局も特に貸付料については、その過程に当時の行政運営調整局がかかわっているわけでございますが、適切に行われているものと考えております。現在、5年ということの中での貸付料の算定となっておりますので、またその時点でより適切なものとして契約ができるような形で、手続を所管局ともしっかりやってまいりたいと思っております。

◆太田委員 今度の更新はいつですか。

◎柏崎財政局長 平成26年4月が更新ということになります。

◆太田委員 この請願は再検証されたというけれども、平成26年までは賃料の再検証はしないとおっしゃっている、なぜですか。別に契約期間中でも再検証してもいいではないですか。こんなにたくさん請願が出されているのに。

◎柏崎財政局長 本件に関しては、重ねてさまざま御意見をいただいていることはもちろん十分承知しておりますので、そういう観点での御意見を受けとめながら、今後もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

◆荒木委員 私も幾つかお聞きしたいと思います。

私も事業計画書をいただいて読ませていただきました。そもそもこの事業計画書があって、これを履行するから選定委員会がこの業者をリストに決めたと思うのですが、いかがですか。

◎柏崎財政局長 当時の選定委員会におきまして事業提案書に基づいて選定が行われたと理解しております。

◆荒木委員 ですから、この計画書に沿って実行することが優先権者としてはやるべきことであって、それを履行させるのはだれがやらなければいけないのですか。

◎柏崎財政局長 本事業について、全体として責任を持っている文化観光局が責任を持っていくべきと思っております。

◆荒木委員 それをお聞きしたかったのです。私、マリントワーの現場を見てきました。この計画書に、まずFMヨコハマのサテライトスタジオを常設すると図面であります。これが1点。それから、観光交流ゾーンという2階ですけども、これも横浜の歴史文化を表現する観光交流スペースと書いてあるのです。横浜のこれまでの歴史がわかる、過去、現在、未来をビジュアルに表現する展示施設とあります。見に行きましたけれども、ありませんでした。それから、もう一点びっくりしたのは、選出された際には羽田空港・横浜マリントワー間にシャトルバスを用意するということまで書いてありました。この3つ挙げただけでも、全然この計画書に沿ってやられていないのです。

経済観光局に、どういうやりとりをしているのかお聞きしました。毎年、年度末に報告を受けていますと、そこでやれていないことに対してなぜ言わないのか私は非常に疑問です。ただ、リストから報告を受けて、来客者数がこれだけあって、経営的にはこれだけだったというのをただ聞きおいていただけだというふうにはしか聞こえないのですが、そういう指導はさせなくていいのですか。

◎柏崎財政局長 本件につきましては、この事業の目的が、特に山下町周辺、そして横浜の魅力ある施設としてしっかり発信していくというトータルの目的であり、そういうものが損なわれたりする状況があれば所管局からしっかりしていく必要があるかと思いますが、それぞれが提案書の中で示されたことにつき、実際の運営の中で文化観光局がこれからも確認し、事業を一緒に進めていくことになろうかと思えます。

◆荒木委員 計画書の58ページに実施体制、市、事業者、内部協力管理者の役割分担の1番に、運営業務がスタートしてからは単に賃貸借契約の関係にとどまることなく、定期的に運営内容の報告を行い、横浜市からの意見、要望を取り入れていくこととしますとはっきり書いてあります。だから、横浜市が言っていないから何もやらないまま3年間経過したのではないかと私は見たのです。びっくりしたのですが、ちょうど私が行ったときも修学旅行のシーズンで、若い方たちがいっぱい来ていました。マリントワーの中へ入ってこられて、何だ、何もないじゃないかと言って帰っていったのです。展示物がないのです。だから、このコンセプトどおりにやっていけば、少なくとも横浜市の、先ほどお話があっ

た交流スペースやサテライトがあれば、きっと横浜の魅力を感じて帰っていただいたと思うのですが、それが無いわけです。ですから、ちゃんと事業内容についてきちんと検証する必要が横浜市はあると思うのですが、この点、大場副市長、いかがですか。

◎大場副市長 いろいろな意味で、また、いただいた御意見も含めて文化観光局が検証していくことは必要だろうと思います。ただ、今回の優先交渉権者を決める段階で、その要素がどれだけのものがあつたのか、なかったのか、先ほど局長からお話ししたとおり、山下公園周辺の魅力向上という課題で選定されたと聞いておりますので、選定経過と今のマリントワー自体の問題は、それぞれ文化観光局のほうでもう一回整理した上で、取り組んでいきたいと考えます。

◆荒木委員 整理するとかしないとかではなくて、事業計画が出ていてリストになったわけですから、リストにやってもらうということを横浜市が指導すべき立場だと私は思っています。これは、素晴らしい内容が書いてあって、本当にこのとおりやられていたら、太田委員が何回も請願を出すこともなかったでしょうし、まして横浜市もこうあったらいいなと思って、ここに基本契約を結んでいるわけです。ですから、ここがちゃんとやらないで、ずさんなままこのまま経過するとしたら、同じようなことで計画書を出して、やっていません、でも、横浜市はこのままでいいですとなったら、計画書そのものを出していること自体が契約不履行になると、一般市民から見ても思われると私は思いますが、どうですか。

◎大場副市長 計画書の位置づけをきちんともう一回精査してみる必要があると思います。

◆荒木委員 一番ずさんなのは、基本協定を交わしているときに、契約書の内容について全部履行させるという一項が何もないのです。そういう基本契約の結び方自体いいのかなと物すごく不思議に思いました。横浜市自身があくまでも賃貸契約を結んでいるだけで、この計画書に沿ってやるということについての位置づけが何も明記されていないのです。だから、多分リスト側は、やらなくてもいいのかと思っても仕方がないかなと私は読みました。ですから、その点も含めて、これからの横浜市が関連する事業については、きちんとそういうこともうたって契約を結ぶのが本来筋ではないかと思っていますから、この点については基本協定書をもう一回見直していただいて、こういうスタンスで本当にいいのかどうか、ぜひ早急に検証しなくてはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。

◎大場副市長 もう一度、文化観光局のほうで事業計画書、契約、それに基づく選定の経過、これらがどういう因果関係があつたのか、履行についても整理するように指示したいと思います。

◆荒木委員 最後に、この基本協定書をリストと交わしたのは中田宏市長時代です。ですから、それを知っていてやったのかどうかという疑念が私もわきます。ですから、今回太田委員が出された貸し付けが正しかったか、再検証されたいという請願については、ぜひ委員の皆さんに採択していただいて、横浜市の示す姿勢として、こんないいかげんやり

方で契約されていたらたまったものではないと思っていますから、ぜひ皆さんの御賛同を得たいと思います。

◆太田委員 みなとみらい21にできたキング通りのときに何とか50とか何とか90とかとありました。あのときに、横浜市が弁護士に基本協定、最初に応募したときの相手の出してきたコンペの条件というものは、法的にどういうことなのかということを経済士に聞いている書類があるのです。それを見ると、今荒木委員がいろいろしゃべったこと、こういうものを展示するとかサテライトを設けるとかいうことは、これは当たった人に義務があると書かれています。この義務を履行しなかったら契約は無効になるのではないかという判断をしている。きょうは言わなかったけれども、これは本当に裁判すべきかどうか考えている。だけれども、相手も商売をやっていることだし、いろいろあるから、再検証してもらって賃料を上げるとか何とかしなければしょうがないではないかと言っているわけ。先ほどのサテライトを設けるとかいろいろな話があった、全部履行していないのです。すなわちコンペに参加した条件の相手が言った義務に違反しているのです。だから、それは契約書になくとも義務違反だということは明白に、ちゃんと横浜市のほうで弁護士に意見を聞いているのです。

ここにお集まりの皆さんも、細かいことを知っていましたか、知らないでしょう。知らないでも賛成、反対しようとしているでしょう。だから、今荒木委員が持っているぐらいの書類はみんな何が行われたのか検証してもらいたい。今サテライトの話をしたけれども、FMヨコハマはそういうことをFMヨコハマの会社が決めたことはないですと明白に言っていますよ。すなわち、サテライトを設けるとか何とかと勝手にやっちゃっているだけで、FMヨコハマはそんなことやったことはない、だから最初からできないのです。

まことに申しわけないけれども、こんなインチキが前市長の中で行われて、それを追認しているのです。太田委員は、ばかじゃないですよ、2回も3回も出している意味を考えてくれなければ、ばかじゃない人間が出しているのですから、継続審査にしてもらいたい。

◆田中委員 中田市長の時代というのは、各市町村で行われている施設等の運営において、あるいは公有財産の活用の仕方が、官から民へという流れが一つの時代的な風潮として、行政の体質改善策として出てきた大きな柱の一つだったと思います。そういう流れの中で、この歴史ある戦後復興の中に建てられたマリントワーが灯台としての役割を終え、また、従来の施設活用に民を導入することによって、より広くその資産を活用しようと、また、そういう流れの中で、民に移すに当たって、準コンペ方式あるいは公有財産にかかわる審議会等、あり方懇談会、さまざまな関係機関、第三者意見等を取り入れながら導入されてきたのも事実だろうと認識しています。

ですから、横浜の公有財産の運用に関する部分では、当時全国に非常に大きなインパクトを与えた部分だろうと思います。しかしながら、今日に至って、太田委員あるいは荒木委員から、そのものの当時の時点にさかのぼった、趣旨の伴った運営が契約書どおり行わ

れているかどうかに対する部分で指摘をいただいていることを私どもも残念に思います。基本的には、契約を結んだ当事者同士、横浜市と民間の会社である事業者が、その契約行為に基づいて信義誠実則に、定められた期間にすべてをきちんと行っていく。当然、契約をしたときからすべてを行うということではなくて、事業経過措置の中に事業計画に盛り込まれたものをきちんと履行する。それは、次の契約更新に向けて非常に大切な行為だろうと私は認識しておりますし、当時の各会派がいろいろな議論の中でそういうものに期待感を抱き、市民のための運用をしてほしいという趣旨に沿って、きちんと契約期間内に履行していただきたい。

そして、公有財産の活用に関しては、財政当局に全責任があることも申し添えたいと思います。事業執行に当たっては、当該局の執行責任はございますけれども、横浜市民の立場から見た財産運用に関しては、やはり財政局が復活するに当たって今後とも重要な局の任務だろうと思います。行政運営調整局時代は、市民から見ても、何をやる局か非常に第三者的にはわかりにくい局であったわけで、その部分においては調整という考え方からいけば、当該当時の経済観光局が責任を負うということは至極当然だろうとも思いますけれども、財政局がここにおいてまたきちんとした枠組みの中に横浜市の財政関係をすべて網羅する時代に入りました。やはり見直しをして、契約期間に御提案いただいた計画に対してはきちんと履行される。財政局としても監督の立場にあるわけで、ぜひきちんと指導すると同時に、現在文化観光局に所管がかわったかもわかりませんが、この部分においては当該常任委員会から苦情が出ないような財産運用を早急に図るべきだろう。これはきちんと意見として申し上げておきます。

また、この請願に関しましては、当局の説明を了として、私どもとしては、不採択の考え方で臨ませていただきますけれども、無条件での不採択でないことも申し添えて、行政のあるべき姿、官から民へ移したときの民間事業者が契約期間内に、出した案に対して誠実に履行される義務も今後非常に大切なことだろうと思いますので、その点も当局に申し添えて、この請願に対しては不採択にさせていただきます。今後、こういう請願の提出がないように、切にお願い申し上げます。

◆豊田委員 今、皆さんから御指摘があったとおり、まず1つ、FMヨコハマのサテライトその他、いろいろな彼らが提案してきた義務、債務に関して履行されていないという状況が、これ自体がそもそも今回初めて出た請願ではなくて、これまでつとにこういった請願が出ていると私も拝見していますが、その間に履行を働きかけた等のことはあったのでしょうか。

◎大場副市長 あったとは私は認識しておりません。

◆豊田委員 過去の議事録を見ても同じような要望が出ている。再検証に関してやぶさかではないという御答弁があったように見受けるのですが、履行は働きかけるというふうに進んでいないのはなぜでしょうか。

◎大場副市長 御提案をいただいた事業計画書についての横浜市としてのとらえ方も一つ

大きな要素だろうと思います。ちょっと私も所管局から正確にこの部分は聞いておりませんので、また確認はさせていただきたいと思います。

◆豊田委員 私が特にイベントとかスペース開発の仕事をしていたからというわけではないのですが、サテライトか、放映しているか、この差は物すごく大きいと思いますし、こういった企画書を提出して、事業計画としてコンペに供されるというのは、明快に相手はそれを果たす義務、債務を負っていると考えるべきだと思います。では、改めてこれに関して今後細部の履行を求めるといってお考え方はいかがでしょうか。

◎柏崎財政局長 事業提案書におきまして、サテライトスタジオということが書かれていたわけでございます。その目的としては、FMヨコハマがマリインタワーを活用して、さまざまな情報発信をする、その地区の魅力であり、観光事業であり、さまざまな情報発信をするということで、そういう御提案があったと理解しております。そういう意味では、オープン後、さまざまな形でFMヨコハマが役割を担っていることについては所管局から報告は受けておりますが、先ほど来御指摘をいただいているような観点での文化観光局との調整というものは、きちんとやってまいりたいと思っております。

◆豊田委員 今、FMヨコハマの話になったのですが、それ以外の文化交流スペース等の履行についてはいかがでしょうか。

◎柏崎財政局長 確かに一つ一つのフロアの使い方あるいは現在の姿というものは、大もとの今回の貸し付けをし、そして事業提案を受けて、選定して、その事業を行っていただいている主体に対しての評価ということにしっかりつながるわけでございますので、そうした効果が発揮できているかいないかということに関しては、毎年の報告の中も含めてしっかり確認していく必要があると思っております。

◆太田委員 今の市民に公開する施設の部分は賃料取っていない。お金は取っていません。局長はそれを知っています。それでも賃料はそのままにします、あと3年か4年残っていますと、それでは財政局長としてまずいだろうと言っているわけです。だから、検証しろと言っているのだから、この話は検証する以外にないのだよ。あなたが財政局長になった限りにおいては、先ほども経済観光局に聞きますと言っているけれども、あなたが財政局長なのだから、財産がどうなっているかということについて、検証してもらいたい。全然やっていません、やっていなければ、賃料空払いだと。賃料はもっていません。それでは世の中通らないだろう。

だから、請願を採択にしようがしまいが関係ない。太田正孝が何回も出しても、いつも不採択だけれども、それじゃ世の中が通らないでしょうと、あなたの良識に訴えているわけです。

サテライトをやろうとしたところは何になっているのですか。多分知らないと思うのです。マリインタワーの貸し付けの書類、鑑定書を見て、家賃を取らなかった意味は何かと、そういうことを検証し直して、速やかに、履行していないのだったら義務違反で契約書は解除、そこまでやらなかったら市民の財産を守れないということをはっきり申し上げ

ます。

○松本〔研〕委員長 それでは、他に発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松本〔研〕委員長 それでは、先ほど太田委員から継続審査との発言がございましたので、まず本請願を継続審査とするかどうかについてお諮りいたします。

それでは、お諮りします。

請願第2号について、引き続き閉会中継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

○松本〔研〕委員長 挙手少数。

よって、請願第2号について継続審査とすることは否決されました。

太田正孝市議が公有財産の処分、貸付がおかしいと言っても、ことごとく却下される。

旧市庁舎 売却 5棟 7700万円も、全く同じ

公有財産規則第15条及び財産評価基準要綱の規定により、専門家である不動産鑑定士の鑑定評価書に基づいて当局が評定を行い、その評定をもとに当時の経済観光局が最終的な貸付料を決定しており、当局としても適正なものと考えております。

基本協定書を結んで、そのとおりでなくても、おとがめなし。企業にあまい。

選定委員 公募型プロポーザルは官製談合

なんでも民間に任せた方がいいは間違い。公共性の高い、水道、交通、教育は公で。